アブレイズキックジム利用規約

本規約は、株式会社アビリティフィールズが運営管理する「アブ レイズキックジム」(以下「本ジム」という)の利用に関して定め るものです。

第1条(運営管理会社)

本ジムの運営管理会社は、株式会社アビリティフィールズ(以 下「会社」という)になります。

第2条(目的)

本ジムの目的は、会員がジム内の施設を利用して、心身の健康維 持・増進を図るとともに会員相互の親睦を深め、併せてスポーツ 文化の普及に寄与することを目的とします。

第3条(会員制度)

- (1) 本ジムは、会員制とします。 (2) 本ジムに入会される方は、本規約を承諾し、本ジム所定の 登録に必要な書類(入会申込書、誓約書など)を提出しなけ ればなりません。
- (3) 会員種類の廃止、利用条件の変更については事前に告知す るものとします。

第4条(入会資格)

次の号のいずれかに該当する者は本ジムの会員になる事が出来 ません。

- (1) 本規約および本ジムの諸規則を遵守出来ない者
- (2) 本申込を行う者が、記載した会員と相違ないことを確認出 来ない者
- (3) 暴力団関係者又は反社会的勢力と本ジムが判断した者
- (4) 医師などにより運動を禁じられている者、および妊娠して いる者
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾 病を有している者
- (6) その他本ジムが会員としてふさわしくないと判断した者
- (7) 18 歳未満で保護者の同意がない者

第5条(入会手続き)

本施設の利用を希望される方は、所定の申込用紙に所要事項を 記載し、提出して入会申し込み手続きを行い、会社が定める入会 金、及び最初の2か月分の会費、事務手数料等を納入して頂きま

第6条(入会金)

入会金は、本ジムが別途定める金額とします。一旦支払われた入 会金は理由の如何にかかわらず返金いたしません。ただし、入会 申し込みに際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、返 金いたします。

第7条(会費・手数料および利用料)

- 会費は、本ジムが別途定める金額とし、会員は所定の方 (1)式によりお支払いいただきます。なお、ご利用のない月 も会費のお支払は必要となります。
- 会員は、何らかの理由により所定の期日に口座振替によ る会費の振替支払いがなされなかった場合、当該月の会 費と手数料(550円)をすみやかに支払うものとする。

第8条(入会金、会費および手数料等の改定)

- (1) 本ジムは、細則に定める入会金・会費および手数料等の改定を行うことができます。
- (2) 前項の改定を行う場合、本ジムは1か月前までに会員に告 知するものとします。

第9条(会費の返金)

会費は、本ジムが細則に定める金額を、所定の方法で支払うもの とし、既納の会費、手数料、入会金等は、事業者都合による休業、 閉業を除き、一返還することはできません。

第10条(会員証)

- (1) 会員は、本ジムと入会契約を締結することにより、入会が 認められ本ジムの施設を利用する権利が与えられます。
- (2) 本ジムは、会員に対し会員証を発行します。 (3) 会員が、本ジム諸施設に立ち入る場合は、会員証を所持し ているものとし、会員証を所持していない場合は、施設内 に立ち入ることは出来ません。
- (4)会員証は、本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、 他の者が使用する事は出来ません。会員は、会員証を第三 者に貸与することは出来ません。万一、会員証を貸与した 場合は除名の対象になりますので注意してください。
- (5) 会員は、会員証を紛失、あるいは盗難の際には、速やかに本 ジムにその旨を届けてください。その際、会員は再発行手

- 数料を支払った上、会員証の再発行の手続きをとることが 出来ます。
- (6) 会員は、第17条により会員資格を喪失した場合、速やか に会員証を会社に返還するものとします。

期間の定めのある会員が、期間満了月の前月の5日(5日が休館 日の場合は前営業日)までに書面による退会の届出が無い場合は、 同一条件にて自動更新とさせていただきます。なお、その際本ジ ムが定める更新料を納入して頂きます。

第12条(遵守事項)

- (1) 会員は、本規約および施設内諸規則、その他本ジムが定め る規則をすべて遵守しなければなりません。
- (2) 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、 慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的利用に あたっては、本ジムの説明および指示に従わなければなり ません。
- (3) 会員は、本ジムの諸施設を使用している際、いかなる営利
- 活動、ビジネス活動もおこなうことはできません。 (4) 本ジムは、会員が他の会員もしくはその同伴者に対し、パ ーソナルトレーニング等の施術営業行為をおこなうことを 固く禁止します。
- (5) 本ジムは、会員が本ジム諸施設内で他の迷惑になるような 大声、誹誇中傷、あるいは他の会員、ゲスト、施設スタッフ に対して暴力、嫌がらせ等の迷惑行為をすることを固く禁 止します。
- (6) 本ジムは、会員が施設敷地内で、施設内提供以外の飲食、飲 酒又は喫煙、法律で禁止された薬物等を使用することを固く禁止します。但し、各自持参の水分補給用水・清涼飲料水 等は除く。

第13条(補償)

- (1)トレーニング中、本ジム内での事故(負傷、後遺症、死亡) などがあった場合、スポーツ保険での対応となり仮に保険 で補償されない場合であっても本ジムは、その責任を負わ ない。
- (2) 本ジム内での事故(負傷、後遺症、死亡)などに対し本ジム 及び関係者に一切の責任及び異議申し立てないものとする

第14条(入場の禁止及び退場)

本ジムは、以下の各項に該当する方の入場の禁止、または退場を 命じることが出来ます。 (1) 本規約および本ジムの諸規則を遵守しない者

- (2) 暴力団関係者または反社会的勢力関係者と本ジムが判断し た者
- (3) 医師等により運動を禁じられている者、妊娠している者
- (4) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (5) 大声・奇声、不適切な言動で他の人間に迷惑をかける者
- (6) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く、暴力、威嚇等、法令や公序 良俗に反する行為をした者
- 飲酒等により正常の施設利用ができないと認められた者
- (8) 著しく不潔な身体または服装により他の人間に迷惑を及ぼ す者
- (9) 本ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第15条(休会及び復帰)

- (1) 会員は、疾病、その他やむを得ない事由で本ジムを1ヶ月 以上利用できない場合、休会希望月の前月の5日(5日が 休館日の場合はその前営業日)までに来店し、書面による 本ジム所定の休会届により手続きを行った上で、月単位で 本ジムを休会することができます。(電話等による申し出は 受け付けられません)
- (2) 第1項の休会届が提出されない場合は休会扱いとなりませ んので、施設のご利用がなくても通常会費が発生します。
- (3) 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的 に月単位で本ジムに復帰扱いとなります。その場合、復帰 月から会費を支払うものとします。

第16条(退会)

- (1) 会員が自己都合により本ジムを退会する場合は、利用終了 月の5日までに来店し、書面による本ジム所定の退会届に より手続きを行った上で、月末をもって退会することがで きます。(電話等による申し出は手続き漏れの防止の為、受 け付けられません)尚、定める期日までに手続きが行われ なかった場合は希望月の翌月の退会扱いとなります。
- (2) 第1項の退会届が提出されない場合は在籍となりますので、 施設のご利用がなくても会費が発生します。
- (3) 会費その他利用料等(以下「会費等」という。)が未納の場

アブレイズキックジム利用規約

合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりま せん。

- (4) 会費等は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わ なければなりません。
- (5) 会員が、その資格を喪失したときには、直ちに所有の会員 証による入館・利用を差し止めるものとします。

第17条 (諸手続き)

- (1) 会員が入会申込書に記載した内容に変更があったときは、 速やかに変更手続をしなければなりません。
- (2) 本ジムより会員に通知する場合は、会員から届け出のあっ た最新の住所あてに行うものとし、会員から届け出のあっ た最新の住所あてに通知が発信されたときは、通知未達等 発信後の責を負いません。

第18条(会員資格の停止および除名)

本ジムは、会員が次の各項に該当するときは、本ジムへの入館を 一時停止し、または当該会員を本ジムから除名することができ ます。

- (1) 第12条に違反したとき (2) 会員・本ジム従業員に対する迷惑行為および本ジム内にお ける宗教活動、営業行為、その他本ジムの目的に反する行 為により、本ジムの秩序を乱し、または本ジムの名誉・品位 を著しく傷つけたとき
- (3) 会費その他の債務を滞納し、本ジムからの催告に応じない
- (4) 入会に際して本ジムに虚偽の申告をした、または第4条に 違反していることを故意に申告しなかったと判明したとき
- (5) 本ジムの施設・什器を故意または過失により破損したとき
- (6) その他、会員としてふさわしくない言動があったと本ジム が認めたとき
- (7) 前項による本ジムへの入館停止中の会員または本ジムから 除名された会員は、本ジムの施設を使用することができません なお、本ジムへの入館停止中の会員は、停止中も会 員としての資格が継続中であれば会費を支払わなければな らないものとします
- (8) 本ジムへの入館停止中の会員または本ジムから除名された 会員に対しては、本ジムは、停止期間中または除名後の会 費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分 を返還することはいたしません

第19条(資格喪失)

会員は、次の場合にその資格を喪失します。

- (1) 退会
- (2) 死亡または法人の解散
- (3)除名
- (4) 失踪宣言を受けた時
- (5) 本ジムを閉鎖したとき

第20条(会員資格の譲渡禁止等)

本ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸 与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為、もし くは相続その他の包括継承はできません。ただし、法人の合併を 除くものとします。

第21条(営業日および営業時間)

本ジムの営業日および営業時間については、細則に定めます。

第22条 (施設の利用制限)

本ジムは、本ジムの管理もしくはその他本ジムが必要と認めた 場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがありま す。その場合、1週間前までにその旨を告示します。ただし、気 象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。 またこれにより会員の会費等の支払義務が縮減、停止されるこ とはありません。

第23条(会員以外の施設の利用)

本ジムは原則として会員が同伴した会員以外の者(以下「ビジタ ー」という)に次の条件で本ジムの施設を利用させることかでき ます。ただし、本ジムが特に必要と認めた場合、同伴ビジター以 外のビジターの利用を認めることがあります。

- (1) 会員がビジターの同伴を希望する場合、事前に必ず本ジム スタッフから書面による承諾を得る必要があります。
- (2) ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準じるもの とします。ただし、本ジムが利用制限を必要と認めた場合 には、利用を制限することがあります。
- (3) 本ジムは、ビジターが本ジムを利用するに際し、本ジムが 細則に定める利用料の支払いを求めることができます。

第24条(休業)

本ジムは、次の理由により本ジムの施設の全部または一部を休 業することがあります。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本ジムが判断 し、営業を困難と認めたとき
- (2) 施設の点検、補修または改修をするとき
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、 その他止むを得ざる事由が発生したとき
- (4) その他本ジムが休業を必要と認めるとき

第25条 (施設の閉鎖・変更)

本ジムは、次の理由により本ジムの施設の全部または一部を閉 鎖または変更することがあります。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本ジムが判断 し、営業を不可能と認めたとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、 その他本ジムの経営上止むを得ざる事由が発生したとき

第26条(賠償責任)

- 本ジム諸施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故 について本ジムは一切の責任を負いません。ただし、故 意または重大な過失がある場合はこの限りではありませ
- (2)会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、 本ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速や かにその賠償責任を果たさなければなりません。
- (3) 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因 により発生した前項の損害についても、その同伴したビジ ターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。
- (4) 会員が18歳未満の者の場合、保護者は本規約に基づく責 任を本人と連携して負担しなければなりません。

第27条 (解散)

- (1)本ジムは止むを得ざる事由が発生した場合には、3ヶ月前の 予告をすることにより、本ジムを解散することができます。
- (2)解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可 抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することがで きます。
- (3) 本ジムの解散の場合、本ジムは会員に対し、特別の補償は行 いません。

第28条(細則)

本規約に定めのない事項および運営上必要な事項は、別途細則 その他規約に定めます。

第29条(本規約その他の諸規則の改定)

本ジムは、本規約、細則、利用規定、その他ジムの運営、管理に 関する事項を改定することができます。また、その効力はすべて の会員に適用されます。

第30条(個人情報保護)

- (1) 本ジムは、本ジムの保有する会員の個人情報を、本ジムが 別途定める『個人情報保護方針』にしたがって管理します。
- (2) 会員は、自己が本ジムに提供した個人情報が正確であるこ とを保証します。本ジムは、当該情報が不正確であること によって会員または第三者に生じる損害について一切責任 を負いません。

第31条 (通知予告)

本規約および本ジムの諸事情に関する通知または予告は、本ジ ム所定の場所(ホームページ・施設内掲示板等)に提示する方法 により行います。

第32条(適用法および専属的合意管轄裁判所)

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と本ジム の間で訴訟の必要が生じた場合、本ジム所在地を管轄する地方 裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

上記、利用規約について同意します。

年 月 日

署名 印